

第14回特定外来生物等専門家会合（全体会合）議事概要

1. 日時 2022年10月12日（木）13:30～15:30
2. 場所 オンライン会議
3. 出席者（敬称略）（委員）村上興正（座長）、石井信夫、石井実、岩崎敬二、岡敏弘、角野康郎、小林達明、成島悦雄、長谷川雅美、細谷和海、森本信生、矢原徹一
（環境省）自然環境局長 奥田直久、野生生物課長 中澤圭一、外来生物対策室長 大林圭司、室長補佐（総括）水崎進介、室長補佐 高瀬裕貴、野生生物専門官 武藤静、移入生物対策係長 成田智史、外来生物対策係長 堀江彩生
（農林水産省）大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 課長補佐 古林五月

4. 議事概要

【今回指定の考え方について】

（環境省から資料1を説明）

- ・（村上座長）今回指定の考え方について、異議なし。

【要緊急対処特定外来生物の選定について】

（環境省から資料2、3-1、参考資料2、参考資料5を説明。石井委員より昆虫類等陸生節足動物専門家グループ会合での議論を補足。）

- ・（細谷委員）和名があると分かりやすいが、一方で安易に和名を付けるべきではないというのも理解できる。ヒアリ類の「類」は分類学上の単位としては曖昧であり、属や科などの分類学上の1つの単位にまとめることはできないのか。

（石井委員・環境省）要緊急対処特定外来生物は、特定外来生物に指定した上で選ばれることになっており、数年前にヒアリ類を特定外来生物に指定した際に、4種群とそれらの交雑個体をヒアリ類と呼ぼうということで整理し、その名称をそのまま使っている。

- ・（岩崎委員）日本では、これまでヒアリやアカカミアリ以外のヒアリ類は見つかっていないのか。

（環境省）これまでヒアリは約90事例、アカカミアリは約100事例が確認されているが、これら以外のヒアリ類としては *S. xylini* が1例見つかっているのみで、他はない。

- ・（委員全員）当特定外来生物等専門家会合として『ヒアリ類（ソレノプシス・ゲミナタ種群、ソレノプシス・サエヴィシマ種群、ソレノプシス・トゥリデンス種群及びソレノプシス・ヴィルレンス種群に属する種並びに4種群に属する種間の交雑個体）を資料3-1の「評価の理由」に基づき、要緊急対処特定外来生物に選定すべき』との結論

について、異議なし。

【特定外来生物の選定及び適用除外とする規制の内容について】

(環境省から資料2、3-2、3-3、4、4の別紙、5を説明。長谷川委員より爬虫類・両生類専門家グループ会合での議論を補足、岩崎委員より無脊椎動物専門家グループ会合での議論を補足。)

- ・(成島委員) 適用除外の期間は「当分の間」とあるが、環境省が組織的なモニタリングをして解除できる時期を見極めるのか。
(環境省) これまでアンケート調査で飼育人数を推計してきた。今後も定期的にアンケート調査を実施していくことになると思う。
- ・(石井信夫委員) 業として行う場合は飼養等基準を遵守する場合に限り、許可手続き不要で飼養が認められるとのことだが、遵守については自主的に判断していいのか。
(環境省) 各自判断になる。重大な問題があるとの情報が入れば環境省が見に行くこともあるだろう。
- ・(成島委員) いくつかの水族館では、一般の飼育者からアカミミガメなどを預かる(寄附される)事例があるが、数が多いため動物福祉上の問題になっているところもある。安楽殺のガイドラインなどを環境省で作ることで、引取った園館での殺処分もやむを得ないという風潮を作っていたきたい。
(環境省) アカミミガメ防除マニュアルの中で冷凍などの処分方法を記載しているので、参考にしていただければと思う。基本的には終生飼育をお願いしているが、やむを得ない場合は、許可申請不要の無償譲渡という手段をとっていただきたい。処分等はその先の話と考えている。
- ・(村上座長) 野外放出禁止が前提であり、それを満たすためには終生飼育が必要だと訴える必要がある。
- ・(長谷川委員) プロが野外のアカミミガメを防除した際には、安楽殺という形で処理している現状がある。個人でどうしても飼えなくなった個体について、水族館が人気を得るために、後先考えずに個体を引取るということにはならないようにしてほしい。
(環境省) 今回アカミミガメを特定外来生物に指定した大きな理由は、生態系被害の防止であり、野外の個体を防除することが大事。防除個体を終生飼育しないといけないということではないので、処分のことも考える必要はある。日本動物園水族協会の現状については伺っているので、一緒に検討させていただきたい。
- ・(岩崎委員、村上座長) 専門家グループ会合の時点では「アカミミガメ」「アメリカザリガニ」となっていた部分が「条件付特定外来生物」となっている。法律上、新カテゴリーは設けないということだったので、これはあくまで広報のために付けた名称か。このままだと新たに「条件付特定外来生物」というカテゴリーができたと思われかねない。「アカミミガメ、アメリカザリガニ(条件付の特定外来生物)」とするなど工夫が必要。

(環境省) 法令上定めるものではなく、広報のための通称である。ご指摘のような懸念がないように周知の際は気を付ける。

- ・(森本委員、細谷委員、村上座長) 適用除外の特定外来生物を設けるのは、飼うことを容認することによって放出を防ぐやむを得ない措置だと理解している。なるべく飼育をしないような普及啓発をしてほしい。また、逃がさない飼育方法を子供にもわかりやすく普及啓発してほしい。教材として利用する学校の先生は水辺に親しむという理念が強く、一般向け、学校向けでは普及啓発の内容を変えるなど、細かな配慮が必要となる。

(環境省) 一般向けの普及啓発では、飼育が規制されるという誤解が生じないことを第一に、慎重に検討したい。学校向けでは飼育環境を整える義務が発生し、購入には許可手続きも必要になるため、周知する内容も変わる。先生方にきちんと伝わるように文科省と相談する。

- ・(細谷委員) 今回の指定により、他の特定外来生物も飼育出来るようになるのではといった誤解をされないように留意してほしい。

(環境省) 一部適用除外する特定外来生物は、新たに特定外来生物に指定するときだけに規制を抜くことができるもので、既に特定外来生物になっているものについては規制を抜くことはできない立て付けとなっている。

- ・(細谷委員) 家庭間の譲渡は、放置すると頒布と同じようになってしまわないか。

(環境省) 度を超えると頒布になってしまう可能性もあるだろうが、金銭的な動機は断つことができる。どうしても飼育を続行できない際のバッファーと捉えていただきたい。

- ・(村上座長) 飼育して増えたものを譲ることは規制されないのか。

(環境省) 頒布に当たらない無償譲渡については規制されない。まずは輸入、放出、販売、頒布をしっかり止めたい。

- ・(委員全員) 特定外来生物等専門家会合としては、『アカミミガメとアメリカザリガニを、資料4-1、4-2に示す外来生物法の規制の適用除外を前提に、資料3-2、3-3の「評価の理由」に基づき、特定外来生物に指定すべき』との結論について、異議なし。

【その他】

- ・(村上座長) 法律を改正した場合には通常5年おきに見直しをするが、効果検証とそれに基づく見直しの予定はどうなっているのか。

(環境省) 5年後の点検は今回の改正でも規定に含まれている。現在のデータと見比べて効果検証は可能。

- ・(角野委員) 条件付特定外来生物は将来的には普通の特定外来生物にすることを指すもので、適用除外の解除に向けた道筋は今後考えていかないといけない。子供たちに外来種問題を正しく理解してもらうことも含めて、今から議論していく必要がある。

- ・(矢原委員) 特定外来生物に指定した以上、責任をもってアメリカザリガニをどういった形で日本から減らしていくのか実効性のある管理目標を作してほしい。

(環境省) 全面的に均一にやるのは難しいため、対策の優先順位を考えながら防除を行い、効果の点検を含めて検討していく。

以上